

まえがき

| | |
|----------|--|
| 著者 | 山田 美和 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| シリーズタイトル | 研究双書 |
| シリーズ番号 | 611 |
| 雑誌名 | 東アジアにおける移民労働者の法制度：送出国と 受入国の共通基盤の構築に向けて |
| ページ | i-ii |
| 発行年 | 2014 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00011232 |

まえがき

「欧州連合（EU）は当初2014年に予定されていたルーマニアとブルガリアの検問廃止を延期」、「日本政府は成長戦略として外国人の就労を拡大するため技能実習生制度の期間延長や介護分野への拡大を検討」、「オーストラリア移民・国境警備相が密航船でオーストラリアをめざす不法移民を海上で追い返す際インドネシア領海に侵入したことを釈明」、「ミャンマー人移民労働者がタイ政府の混乱で就労許可の延長手続きができず違法化」など、編者が小稿をしたためているひと月のうちにも、移民に関して多くの報道があった。今日人々の移動が国際社会における重要なテーマであることを否定するものはいないだろう。

人の移動の法制度についての編者の研究の原点は、タイで出遭った多くのミャンマー人にある。経済的困窮や少数民族への抑圧ゆえにミャンマーから越境してくる人々が絶えない。それらの人々は、法律上は移民労働者であり、難民であり、そして人身取引被害者である。各法の定義に該当するかどうかは、法を執行する側にゆだねられている。同じ人が、また同じ境遇にいる人々が、場合によって異なるカテゴリーに分別される。人の移動にかかる法制度は、人を何らかの形でカテゴライズしないではおかない、かくも多くの法が林立していることか。そして移動する人々は共通の困難に直面しているのはなぜか。その疑問から、2011年度から2年間にわたってアジア経済研究所において実施した共同研究「東アジアにおける人の移動の法制度」の最終成果が本書である。人々の移動は労働者としてのみならず、人として生きる者の移動である。しかし現実の法制度は、移民労働者・外国人労働者を対象とする制度であり、本書もその分析に多くの紙幅を割き、本書のタイトルを『東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——』とした。移民労働者の法制度と銘打ちながらも、編者が重ねて強調したいのは、移民労働者は労働者であるだけでなく、人として幸福

を求める家族の一員であり、社会の一員であるということである。

研究会主査にとって幸運であったのは、本書の対象とする国々を専門とし、言語を理解し、現地での調査経験を豊富に有する専門家が参集してくれたことである。本書の記述の多くは、各執筆者による現地調査に基づいている。現地調査に際しては、関係省庁、研究者、事業者、NGOそして誰よりも移民労働者など数多くの人々にインタビューや情報提供などでご協力頂いた。さらに本研究会には多くの講師の方にもお越し頂き、お話をうかがうことができた。一人ひとりお名前を記すことはできないが、ここに改めて感謝を申し上げる。また弊研究所出版企画編集課スタッフには大変世話になった。ここで深く感謝を申し上げる。

2013年10月3日国連本部で行われた「移民と開発に関するハイレベル対話 (High-Level Dialogue on International Migration and Development)」における国連事務総長の演説で、人々の国際移動の規模が増大、多様化するなかで、国際社会に喫緊の対応が求められるアジェンダとして、移民の人権の保護、移民 (migration) のコストの低減、人身取引そして移民が標的となりやすい搾取の根絶が掲げられた。「移民 (migration) は尊厳、安全、そしてよりよい未来を求める人間の姿を表す行動であり、社会構造の一要素であると同時に、人類という家族構成の一部である。移民を移民 (migrants) 自身、そして各国の利益となるように活用することは、私たちの集団責任である。それは、勇気と活力、そして夢を通じて私たちの社会をより豊かに、より強く、より多様にしてくれる多くの移民に対する義務でもある。」——本書がその一助となれば幸いである。

2014年1月

編者